

平成二十七年特定個人情報保護委員会規則第五号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二十九条の四第一項及び第二項に基づく特定個人情報の漏えい等に関する報告等に関する規則

第一条 この規則において使用する用語は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「法」という。)

第二条 法第二十九条の四第一項本文の個人の権利利益を害するおそれが大きいものとして個人情報保護委員会規則で定めるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

一 次に掲げる特定個人情報(高度な暗号化その他の個人の権利利益を保護するために必要な措置を講じたものを除く。以下同じ。)の漏えい、滅失若しくは毀損(以下「漏えい等」という。)が発生し、又は発生したおそれがある事態

イ 情報提供ネットワークシステム及びこれに接続された電子計算機に記録された特定個人情報

ロ 個人番号利用事務実施者が個人番号利用事務を処理するために使用する情報システムにおいて管理される特定個人情報

ハ 行政機関、地方公共団体、独立行政法人等及び地方独立行政法人が個人番号関係事務を処理するために使用する情報システム並びに行政機関、地方公共団体、独立行政法人等及び地方独立行政法人から個人番号関係事務の全部又は一部の委託を受けた者が当該個人番号関係事務を処理するために使用する情報システムにおいて管理される特定個人情報

ニ 次に掲げる事態

イ 不正の目的をもって行われたおそれがある特定個人情報の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態

ハ 不正の目的をもって、特定個人情報提供が提供され、又は提供されたおそれがある事態

三 個人番号利用事務実施者又は個人番号関係事務実施者の保有する特定個人情報ファイルに記録された特定個人情報電磁的方法により不特定多数の者に閲覧され、又は閲覧されるおそれがある事態

四 次に掲げる特定個人情報に係る本人の数が百人を超える事態

イ 漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある特定個人情報

ロ 法第十九条の規定に反して利用され、又は利用されたおそれがある個人番号を含む特定個人情報

ハ 法第十九条の規定に反して提供され、又は提供されたおそれがある特定個人情報

第三条 個人番号利用事務実施者及び個人番号関係事務実施者(以下「個人番号利用事務等実施者」という。)は、法第二十九条の四第一項本文の規定による報告をする場合には、前条各号に定める事態を知った後、速やかに、当該事態に関する次に掲げる事項(報告をしようとする時点において把握しているものに限る。次条において同じ。)を報告しなければならない。

一 概要

二 特定個人情報の項目

三 特定個人情報に係る本人の数

四 原因

五 二次被害又はそのおそれの有無及びその内容

六 本人への対応の実施状況

七 公表の実施状況

八 再発防止のための措置

九 その他参考となる事項

十 前項の場合において、個人番号利用事務等実施者は、当該事態を知った日から三十日以内(当該事態が前条第二号に定めるものである場合にあつては、六十日以内)に、当該事態に関する前項各号に定める事項を報告しなければならない。

法第二十九条の四第一項本文の規定による報告は、個人情報保護委員会に対して、電子情報処理組織(個人情報保護委員会の使用に係る電子計算機と報告をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この項において同じ。)を使用

する方法(電気通信回線の故障、災害その他の理由により電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合にあつては、別記様式による報告書を提出する方法)により行うものとする。

(他の個人番号利用事務等実施者への通知)

第四条 個人番号利用事務等実施者は、法第二十九条の四第一項ただし書の規定による通知をする場合には、第二号各号に定める事態を知った後、速やかに、前条第一項各号に定める事項を通知しなければならない。

(本人に対する通知)

第五条 個人番号利用事務等実施者は、法第二十九条の四第二項本文の規定による通知をする場合には、第二号各号に定める事態を知った後、当該事態の状況に応じて速やかに、当該本人の権利利益を保護するために必要な範囲において、第三号第一項第一号、第二号、第四号、第五号及び第九号に定める事項を通知しなければならない。

(雑則)

別記様式(第三条第三項関係)

報告書
行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第29条の4第1項の規定により、次のとおり報告します。
報告書の氏名又は名称
住所又は居所
1. 報告種別(調査する目的に際してのこと)
2. 報告をとする個人番号利用事務等実施者(以下「報告者」という。)の概要
報告者の氏名又は名称
個人番号(15桁)
性別
報告者の住所又は居所
代表者の氏名(報告者の個人番号の報告に同意した)
管理関係者の氏名

平成二十九年四月二十七日個人情報保護委員会規則第三号

この規則は、個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律(平成二十七年法律第六十五号)附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日(平成二十八年一月一日)から施行する。

附則(令和三年三月二四日個人情報保護委員会規則第二号)

この規則は、個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律(令和二年法律第四十四号。以下「改正法」という。)の施行の日から施行する。

所属部署 E-mail:	電話 ( )-( )-XXXX
-----------------	--------------------

3. 報告事項
- (1) 審議の概要 (該当する□に印を付けること。)
- 発生日: 年 月 日  
 発覚日: 年 月 日  
 審議内容:  個人番号利用事項  個人番号関係事項  その他  
 審議の名称: ( )
- 特定個人情報提供の実態の有無:  実施 (範囲)  実施 (任意)  
 実施しない
- 詳細の種類:  基本項目詳細  重点項目詳細  全項目詳細  
 発覚事由:  漏えい  漏えい以外  滅失  
 滅失のおそれ  毀損  毀損のおそれ  
 盗難おそれ  盗難おそれのおそれ  
 盗難おそれ  盗難おそれのおそれ  
 その他 ( )
- 発覚者:  関係者  委託者  その他 ( )  
 情報開示対象が特定個人:  第1号 (情報開示ステートメント参照)  
 第2号 (不正目的)  
 第3号 (特定多数の者に開示)  
 第4号 (任意)
- 報告者に特定個人情報提供の取扱いを委託した者 (委託先) の名称:  
 有 (名称: )  
 (住所: )  
 (電話: )  
 無
- 報告者から特定個人情報提供の取扱いを委託を受けた者 (委託先) の名称:  
 有 (名称: )  
 (住所: )  
 (電話: )  
 無

審議経過

結果
公表の経緯・公表後の実施状況 (経過期間): 当該情報による情報の取扱い状況 (情報開示実施方針に該当する場合は公表) <input type="checkbox"/> 実施済 (実施中) 【発覚日: 年 月 日】 <input type="checkbox"/> 実施予定【発覚予定日: 年 月 日】 <input type="checkbox"/> 検討中 <input type="checkbox"/> 予定なし (詳細: )

- (2) 特定個人情報提供の項目 (該当する□に印を付けること。)
- 媒体:  紙  電子媒体  その他 ( )  
 種類:  顧客情報  住民情報  従業員情報  
 その他 ( )
- 項目:  氏名  生年月日  性別  住所  
 電話番号  メールアドレス  パスワード  
 その他 ( )
- (3) 特定個人情報提供に係る本人の意 ( ) 人
- (4) 発生原因 (該当する□に印を付けること。)
- 主体:  関係者  委託先  不明  
 原因:  不正アクセス  
 情報漏えい ( )  
 (侵害手段: ( ))  
 誤送信  誤送付 (メール含む)  
 誤廃棄  紛失  盗難  不正利用  
 不正複製  その他 ( )

詳細:

--

- (5) 二次被害又はそのおそれの有無及びその内容 (該当する□に印を付けること。)
- 有無:  有  無  不明  
 詳細: 

--
- (6) 本人への対応の実施状況 (該当する□に印を付けること。)
- 本人への対応 (通知を含む):  対応済 (検討中)  対応予定  
 予定なし  
 詳細 (予定なしの場合は、理由を記載): 

--
- (7) 公表の実施状況 (該当する□に印を付けること。)
- 公表の公表:  実施済【公表日: 年 月 日】  
 実施予定【公表予定日: 年 月 日】  
 検討中  
 予定なし
- 公表の方法:  サイトページに掲載  記者会見  
 報道機関等への資料配布  
 その他 ( )
- 公表文: 

--

- (8) 再発防止のための措置
- 実施済の措置: 

--
- 今後実施予定の措置 (発覚時に講ずる措置を含む) 及び完了予定時期: 

--
- (9) その他影響を与える事項: 

--

## 記載事項

1. 前条の交付方法及び交付番号の欄に記載しないこと。
2. 複製として提出の際には、前項各号から記載を欠した箇所は下線を引くこと。
3. 2. の「法人番号」とは行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 2 条第 1 号に規定する「法人番号」を指す。なお、法人番号を記載する欄に、同条第 5 号に規定する「個人番号」を記載しないこと。
4. 預託者が事業者の場合、2. の「業種」・「業種番号」(4 桁) を、日本標準業種業種分類から記載すること。
5. 2. の「事業継続者の氏名」の「電話」には、代表電話番号だけでなく、当該事業継続者の直通電話番号を記載すること。
6. 2. の「法人等」には、法人格を有しない団体等も含まれる。
7. 3. (1) の「事業の名称」は、「個人番号利用条例」を施行した場合に、特定個人情報取扱詳細計画管理書の「事業の名称」を記載すること。
8. 3. (2) の「公表先」には、公表を予定している場合、公表予定の支店を記載又は添付すること。
9. 前項の各号は、日本標準業種分類 4 とすること。